

総合研究

教育と法

教育と法
研究会

第34回 教員の飲酒運転に対する処分の妥当性

星野 豊（筑波大学准教授）

飲酒運転が道路交通法に違反する行為であり、同法に基づく刑事及び行政処分を受けることのほか、飲酒運転を行った者の所属する組織において、相応の処分を受ける恐れがあることは、周知のことと思われる。しかしながら、時期及び地域を問わず飲酒運転がなお少なからず行われ、多数の検挙者が出ていることもまた事実であるため、どの程度の重さの処分をもって臨むべきであるかについて、管理者としての判断が問題となる。本稿では、教員が飲酒運転により検挙されたことに対する処分の妥当性が争

われた、熊本地方裁判所平成18年3月27日判決・平成16年（行ウ）16号事件、及び、その控訴審である、福岡高等裁判所平成18年11月9日判決・平成18年（行コ）16号事件を取り上げ、飲酒運転に対する処分の基準のあり方について考えてみる。

1 事実関係

原告Xは、被告Y県教委に採用され、A町立中学校に勤務する教員である。

Y県においては、教職員による飲酒運転に基づく処分例が後を絶たなかったことから、Y県教委は平成15年10月、懲戒処分の指針（以下、「本件指針」という）を変更し、知事部局による指針よりも厳格な処分をもって臨むこととした。改正された本件指針では、「酒気帯び運転による人身事故を起こした職員は、免職又は停職とする。この場合において、事故後の救護を怠る等の必要な措置を講じなかった職員は免職とする。」「上記以外の場合で、酒気帯び運転をした職員は、停職とする。」との各規定があったほか、「重要な児童生徒の個人情報を持ち出して、著しく注意義務を怠って紛失し、又は盗難にあった職員は、減給又は戒告とする。」との規定があった。

Xは、平成15年11月中旬頃、平均的な睡眠時間を2―3時間しか取れていない勤務状況の中で、人権学習公開授業の担当者として急ぎよ指名され、同授業を準備のうえ実施したが、その直前である同月18日、Y県B市内の入浴施設に赴いた後に、生徒の成績や名簿等を保存して自宅に持ち帰っていた光磁気ディスク（以下、「本

件MO」という)を紛失しているのを発見した(以下、「本件紛失」という)が、このことを校長であるCらに直ちには告げなかった。

Xは、同月21日、B市から約20キロ離れたY県D市において前記公開授業を実施し、同日夜に同市において開催された「反省会」と題する宴会に出席していたが、宴会の最中、前記の入浴施設から、本件MOについて拾得の届出があったとの連絡を受け、同日深夜に同施設において本件MOを受け渡す旨の約束を取り付けた。そしてXは、宴会終了後、飲酒していたにもかかわらず、自家用車でB市に向かったが、途中で警察の検問を受け、飲酒運転の現行犯として検挙された。その後、Xは、警察による事情聴取を受けた後、警察官によって前記入浴施設まで送ってもらい、本件MOを拾得者より回収したが、同時間帯が深夜にかかり、運転代行業者の手配ができなかったことから、2時間程度の仮眠の後、再び運転を行ったところ、再度警察に飲酒運転の現行犯として検挙され、計2件の飲酒運転について、罰金計50万円の刑事処分を受けた(以下、「本件飲酒運転」という)。

Xから上記について報告を受けたCらにより、本件に関する事情聴取が行われ、Y県教委は、本件飲酒運転が一夜のうちに2度にわたって行われていることに加え、本件MOの紛失とを合わせ、Xの行為は県職員全体の信用を著しく傷つけたとして、Xを懲戒免職処分にした(以下、「本件処分」という)。

本件は、XがY県教委に対し、本件処分が違法であると主張して、処分の取消を求めて提訴した事案である。

2 裁判所の判断・・・・・・・・・・・・・・・・

第一審である熊本地裁は、次のように判示して、Xの請求を棄却した。

① 「本件処分は、Xが本件酒気帯び運転に及んだこと及び本件紛失に対して下されたものであるところ、Xが本件第1酒気帯び運転で一度検挙されたにもかかわらず、更に同一夜間の近接した時間において敢えて再度本件第2酒気帯び運転に及んだことからすると、その非違性は高いものといえる。さらに、本件第1酒気帯び

運転は宴会終了直後になされていること、及び本件第2酒気帯び運転は本件第1酒気帯び運転から約2時間経過後のものであり、また、運転代行業者に電話し、代行運転を拒否された直後になされたものであることからすると、本件酒気帯び運転は故意に基づくものと認定でき、その悪質性は高いものと認めざるを得ない。」

② 「Y県教委が、平成15年10月15日以降、通達や新聞紙上を通じて教職員が飲酒運転を行った場合、知事部局より重い処分を課すという方針を明らかにしていた折から、高速道路等を相当の長距離飲酒運転した上、警察に一度検挙されながら再び酒気帯び運転を敢行したXの態度は、Y県教職員に対する県民一般の信頼を裏切ったものであり、かかるXの行為に対する責任は、軽々に評価することはできないといふべきである。」

③ 以上のことからすると、「本件処分に際し、Y県教委がXについて停職にとどまらず懲戒免職処分を選択したことについては相応の合理性が認められ、本件処分が社会観念上著しく妥当を欠き、Y県教委が裁量権を濫用したと認める

ことはできない。」

これに対して、控訴審である福岡高裁は、次のとおり判示し、本件懲戒免職処分を違法であるとして取り消した。

① 「免職処分は、当該職員の職員としての身分を失わせ、職場から永久に放逐するというこれ以上ない厳しい処分なのであるから、当該非違行為自体が免職に相当するという場合であればともかく、「規定上停職に当たるとされている非違行為が複数あった場合に」加重処分として免職を選択するについては、当該非違行為そのものの行状はもとより、それに至る経緯、動機及びその後の経過をはじめ日ごろの勤務実績に至るまで、当該職員をめぐるあらゆる事情を総合考慮した上で、なお当該職員を職員としての地位にとどめ置くことを前提とした懲戒処分（すなわち停職以下）では足りないという場合に、はじめてその相当性が肯定されるものというべきである。」

② 本件におけるXの飲酒運転が、従前の疲労が重なった状態において、その場の状況から相

当量の飲酒を行うことが予測されていた状況の下で行われたことからすると、強い非難に値すべきものであり、かつ、Y県教委が指導していた飲酒運転禁止の方針に真っ向から反するものであることからすれば、教師としてのXに対する生徒や保護者からの信頼のほか、Y県職員としての県民一般からの信頼をも裏切るものであって、Xの責任は極めて重いというべきである。また、本件MOの紛失についても、本件飲酒運転による検挙の後に初めて管理者の知るところとなったものであって、報告を遷延していたと言われても仕方がなく、この点についても相応の非難を受けてしかるべきである。

③ しかしながら、本件の事実関係からすれば、本件飲酒運転は偶発的な事情の下に行われたものであること、本件各飲酒運転は事実上一機会において行われたものであり、Xに飲酒運転の常習性が認められる事情があるわけでないこと、本件飲酒運転に際して物損及び人身事故が発生していないこと、本件MOは短期間に回収され、情報が外部に漏洩していないこと、本件飲酒運転及び本件紛失についてはXは自ら

管理者に申告しているという、Xに有利な事情が存在する。さらに、Xに対する教師としての評価が極めて高く、「本件酒気帯び運転及び本件紛失を除けば、Xは、教師としての資質、能力、意欲及び勤務態度のいずれの点においても欠ける点がなかったというにとどまらず、むしろY県教委にとって有為な人材の一人であったとさえいっても過言ではない。」

④ 「以上の諸事情を総合的に考慮するならば、Xを免職にした本件処分は、上記……で見た加重処分の判断基準に照らしていかにも厳しすぎ、重きに失するものといわざるを得」ず、「違法なものとして取消しを免れない。」

⑤ なお、「懲戒処分のような不利益処分、なかならず免職処分をする場合には、適正手続の保障に十分意を用いるべきであって、中でもその中核である弁明の機会については例外なく保障することが必要であるものというべきである」が、「本件処分に先立ち、C校長、E教育長及びF教頭らがXに対し、本件酒気帯び運転及び本件紛失について事情聴取を数度行っていることは認められるものの、これはあくまで処分をす

る側の必要からする事実調査の域を出ないものであって、Xに対して弁明の機会を付与したものとはいえない。また、そのほかに、Xに弁明の機会が与えられた形跡はない。」「そうであれば、本件処分は、適正手続の保障という意味においても重大な問題を含んでいるものといわざるを得ない。」

なお、この控訴審の判断に対してY県教委は上告受理申し立てをしたが、最高裁判所は具体的事案に対する判断を行うことなく上告不受理決定を行ったため、控訴審の判断が確定している（最高裁判平成19年7月12日決定・平成19年（行ヒ）50号事件）。

3 問題点の考察・・・・・・・・・・・・・・・・

本件は、勤務成績が優秀であるとして将来を期待されていた教員が、一夜のうちに2度にわたって飲酒運転で検挙され、かつ、その原因となった事情が、生徒の情報を含むMOの紛失であったことから、県教委が懲戒規定に定めた基

準を越える処分を行ったことに、法的な妥当性があるかが争われた事案である。

組織内における処分については、刑事処分に関する手続と比べれば厳格でない部分があるものの、処分される者に対して法的、経済的、及び社会的に明らかな不利益を及ぼすことが明らかである以上、処分の対象となる非違行為が明確に規定され、かつ、当該非違行為に対する処分内容が明確に規定されていることが必要であるとされている。

また、非違行為に対する処分を行うに際しては、当該非違行為に対する事実関係を明確に把握することはもちろん、処分の対象となる者に対して、自己に有利な事情を弁明する機会を与えることが必要であると考えられている。また、他の同種の非違行為と比べて、処分の軽重に著しい格差があつてはならないことも、当然であると考えられている。

従つて、以上の要件を充たしていない処分については、処分権者による裁量権の濫用があつたとされ、裁判所により処分が取り消される可能性があるわけであるが、本件は、本件指針上

「免職」とは規定されていない、事故を伴わない飲酒運転及び本件MOの紛失が、同一人について複数生じた場合について、いわゆる「合わせ技」として、より重い処分を下すことができるかが争われたものであり、事案としてやや複雑なものである。

前記のとおり、第一審は、本件飲酒運転の態様が悪質であることを強調し、本件処分に裁量権の濫用はないと判断したのに対し、控訴審は、本件に関する諸事情のほか、Xの従前の勤務成績等をも含めて「総合考慮」を行い、結論として本件処分には裁量権の濫用があると判断しており、結論自体は正反対である。しかしながら、両判決とも、本件に関する具体的事情を考慮したうえでの「実質的判断」を行っている点では共通しているため、以下のとおり解釈がやや難しくなっている。

すなわち、本件指針において、事故を伴わない飲酒運転に対する処分として免職が規定されていない以上、いかに態様が悪質でも、本件指針を基に免職処分を行うことは、常識的には困難な筈であり、第一審のように、本件飲酒運転

が近接した時間に連続して行われたことをもって、果たして規則を超える処分が妥当であると考えられるかは、明らかでないと言わなければならぬ。従って、本件飲酒運転の具体的状況、例えば、代行業者の手配態様や、飲酒運転が行われた経路から、本件以外にも飲酒運転が恒常的に行われていたのではないかとの疑いが、判断の背後に組み込まれている可能性がないかについて、再度検討する必要があるであろう。

他方、処分の妥当性は当該非違行為の態様によつて基本的に定まるものである以上、控訴審のように、従前の教員としての優秀さを処分の軽重を分けるべき判断基準として重視することについても、疑問の余地が生じないではない。非違行為に対する処分の理由が職員としての信頼性を傷つけたことにあるのであれば、従前優秀であると評価されていた職員が非違行為を行った場合の方が、より大きく職員全体に対する信頼を傷つける可能性があると言えなくもないからである。

このほか、社会全体における飲酒運転に対する処罰感情がどの程度高いかによつても、本件

処分の妥当性に対する評価は変わってくることとなる。現に、本件処分の後である平成18年8月に福岡県で発生した、県職員による飲酒運転の上での人身事故により、幼児ら3名が海中に転落した車内で溺死した事件を受けて、飲酒運転に対する各組織における処分基準は、公務員であると私企業であるとを問わず、他の非違行為と比較しても極めて重く扱われるようになったことは、広く知られているところである。

さらに、公共交通機関が発達した一部の大都市であればともかく、多くの地域では通勤等のために自動車の利用が必要不可欠である以上、飲酒を伴う「親睦会」の開催自体が、問題視される可能性もあるであろう。実際、現在における飲酒運転の検挙においては、道路交通法に基づいて運転者を処罰するのみならず、刑法における共犯の規定を適用することにより、運転者に飲酒をさせた者や飲酒運転と知って同乗した者に対しても、飲酒運転の教唆、幫助、あるいは共謀共同正犯として、共に処罰する方針が採用されるようになっていくことからすれば、社会全体において飲酒運転に対する非難が強まる

状況下における、教職員の「親睦」のあり方について、改めて検討すべき状況が生じていると考えることもできるであろう。

以上のことからすれば、Y県教委による本件処分の妥当性については、本件での裁判所の判断が分かれたことから明らかな通り、人により評価がかなり分かれるものと思われる。ただし、本件において、結果としてXが懲戒免職処分を免れることとなったのは、何よりも、本件指針において事故を伴わない飲酒運転について免職とする旨の規定がなかったためであり、仮に、同規定が「停職又は免職」とする旨規定されていた場合には、本件処分の妥当性を争う余地は、ほとんどなかったものと想定される。その意味では、本件指針を含む各種の懲戒処分の基準が、各組織の自律性や社会全体の動向を反映して変化することに伴い、同一ないし類似した事案相互間の処分の均衡が、事実上図れなくなる可能性が次の問題となるわけであり、「運の良し悪し」という道徳的に誤った見方を生じさせないための検討が、さらに必要となるものと考えられる。